

## 施設使用者の皆様へ

体育館や運動場などの学校施設を、授業・学校行事等に支障がない範囲及び施設管理上問題ない競技や行事について、広く地域の皆様へ開放しています。下記の申請手続きについて御理解いただき、ご活用ください。

(申請手続きについて)

- 別掲「学校施設使用許可申請書」をダウンロードして、必要事項を記入のうえ学校事務室に申請書を提出してください。
- 使用希望日の前月の15日以降申請可能です。ただし、使用希望日の10日前までに申請が必要です。
- 施設の使用料は無料ですが、電気代などの光熱水費については実費相当額を負担していただきます。(負担額は、使用時間・人数によって県が定めた計算式で算定します。)
- 平日(放課後)・土日祝日の授業・学校行事等に支障のない範囲で使用許可をしています。(体育館でのフットサルはご遠慮いただいています)
- 平日の使用可能時刻は、午後7時30分以降となります。また、平日・土日祝日とも午後9時30分を超えて使用することはできません。
- 使用許可については、1団体に偏らないように週2回までの月6回を限度としています。
- 使用許可後であっても、学校行事等の都合で使用許可を取り消す場合がありますのでご了承ください。なお、この場合は、光熱水費の実費相当額は返金いたします。